社会資本整備審議会

建築分科会（第５０回）及び建築基準制度部会（第２５回）合同会議

令和８年４月２１日

【事務局】　お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから社会資本整備審議会第５０回の建築分科会と第２５回の建築基準制度部会、令和８年度最初の会を合同開催したいと思います。本日は、お忙しい中、多数の委員の皆様に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

資料確認をいたします。議事に先立ちまして、まず御確認をいただければと思いますが、本日の資料は、議事次第の裏側にページがあります。次のページでございますけれども、配付資料一覧にあると思います。資料に不備がございましたら、議事の途中でも構いませんので、事務局にお申しつけください。

本日の資料でございますけれども、資料の下の中央部分に通し番号で、赤字で通しページをつけています。御発言の際に資料を参照される、引用される場合は、赤字のページを御発言いただけると大変助かります。

それから、議事公開につきまして、分科会は公開で開催しております。事前申込みいただいた方につきましてはウェブにて傍聴可能といたしております。カメラ撮りにつきましては、冒頭から議事に入るまでの間ということに限らせていただいておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

本日の議事録につきましては、毎度のことでございますが、内容を委員の皆様に御確認いただいた後、委員の氏名を伏せる形で、配付資料とともに国土交通省のホームページで一般公開をいたします。あらかじめ御了承いただければと思います。

委員の御紹介をさせていただきます。建築分科会、建築基準制度部会の委員につきましては、前回、今年の１月でしたけれども、委員の改選がございました。資料１、赤字のＰ３ページと資料２、赤字のＰ５ページに、それぞれ分科会、部会の委員名簿という形で御用意しております。委員のお名前に下線を付している方が、前回の建築分科会の後に新たに委員に御就任されたという方でございます。委員名簿をもって先生方の御紹介に代えさせていただきます。

事務局側の出席者につきましては、座席表にて御確認をいただけますと幸いです。

続きまして定足数の確認をいたします。建築分科会につきましては、分科会の委員、それから臨時委員が２８名おられまして、対面で１５名になっております。それから部会につきましては、部会委員と臨時委員で１３名、うち対面１０名になっております。このほかオンラインで参加という方、まだちょっとオンラインで参加されていない方がおられるかもしれませんけれども、その皆様方も含めまして委員総数の３分の１以上ということでございますので、社会資本整備審議会令第９条の規定で、分科会、部会、いずれも成立しておりますことを御報告申し上げます。

出欠状況でございますけれども、本委員の○○委員、○○委員、○○委員、それから臨時委員の○○委員、○○委員、それから専門委員の○○委員と○○委員と○○委員につきましては、所用のため御欠席と連絡をいただいております。その他、出席予定、あるいはオンラインで途中出席あるいは退席の方もおられるということでございますが、よろしくお願いしたいと思います。

議事に入りたいと思いますので、カメラ撮りはここまでといたしたいと思います。報道関係の方は御退出をお願いいたします。

（報道関係者退室）

【事務局】　それでは、以後の議事運営につきまして、分科会長にお願いしたいと存じます。分科会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【分科会長】　それでは、皆さん、こんにちは。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきたいと存じます。

本日の議事の１つ目でございますけれども、建築分野の中長期的なビジョンの策定に向けた検討の進め方及び議論の方向性についてでございます。まずは全体スケジュール等を改めて御説明いただくとともに、具体的な議論を加速させる場となる各ワーキングにつきまして、検討に当たっての議論の方向性を御説明いただきたいと存じます。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】　それでは、資料１になろうかと思いますけども、通し番号、赤ページでいくと７ページから御説明をさせていただきます。

中長期的なビジョン、昨年の４月、ちょうどこの時期に分科会を再開いたしまして、来年の春ぐらいということでございますので、ちょうど折り返し点という状況でございます。昨年度は、前半戦は中長期懇談会、今日御出席いただいている○○様に座長をいただいている懇談会で議論いたしまして、後半はこの分科会で議論いたしました。その結果として、１月

２０日に中間的な取りまとめという形で公表いたしてございます。その後また引き続きということで、例えば設計三会の皆さん方とか住団連の皆さん方と個別に建築指導課の担当者あるいは市街地建築課の担当者も含めて議論、ディスカッションをさせていただいておりました。

今度は中長期の検討会という形で、引き続き○○先生に座長をお願いいたしまして、２月に議論をキックオフいたしております。この後、各担当からワーキングの状況について御説明いたしますけれども、中長期の検討会の中ではワーキングを設けまして個別の議論をしたいと思っております。ワーキングの中の前半戦は、いろんな視点、論点、いろんなサジェスチョンをたくさんわーっといただいた上で、後半に少しずつ絞っていくということで、検討会は今年度前半、９月末を目指して、ある程度形をつくっていこうと、その形で中長期的なビジョン（素案）というものをつくりたいと思っております。

１月の分科会で委員から御指摘がありました中長期のビジョンなんですけど、ビジョンの部分と、それから計画に近いプラン、あるいはもうちょっとその手前のアクションみたいなものが入っていますよねということがありますので、長期で見るビジョンの部分と計画に近い部分、２０５０年を目標にしていますので、２０５０年と、その手前の４０年、３０年といったぐらいのスパンで少しずつ濃淡が変わってくると思っていますので、その辺を議論できればなというふうに思っております。年度後半は、この分科会で再開して議論していただいて、パブコメをして、最終取りまとめにつなげたいと思っております。同じようなことが赤字の８ページのところにも書いてございますけれども、分科会の中でのスケジュールというのが８ページでございます。

９ページのほうに検討会ということで、２月に始まったものでございますが、見ていただきますと、もともとの懇談会のメンバーに、特にワーキングを今回立てるということで、主査の方々に５人ほどなっていただきまして、それから分科会長と分科会長代理にも参加していただく形にしまして、もう少し人数を増やすと。それから、関係するオブザーバーとして各団体の方々にも参加いただいて、議論に厚みを持たせたいと思っております。

スケジュールが左下にございますけれども、９月ぐらいまでにワーキングとしては四、五回やり、それから検討会も４回程度やって、まとめをしたいというふうに思ってございます。

実際には、赤字のＰ１０のところに行っていただきますと、ワーキングとして５つほど立てているということがございまして、ストック、担い手、それから質／技術、ＤＸ、市街地という形で５つのワーキング、それぞれ関連しますので、それぞれのワーキングでも議論を

しながら、関連する部分についても連携しながら議論を進めたいなというふうに思っております。

それから１１ページのところ、意見箱ということで、いろいろ皆さん方に御協力いただきまして、多分２２０ぐらい、去年の段階ではあったと思います。今日分科会が開催されるということで、今日からまた意見箱の第２ラウンドを始めまして、８月の終わりまで、また意見箱で募集をしていきたいなというふうに思っております。意見箱につきましては、参考資料のほうに全部、こんな形で来ておりますということを載せておりますので、また後ほど御確認いただければと思っております。

それから、Ｐ１２、Ｐ１３につきましては、審議会での議論ということでございまして、これは既出でございますけれども、１０月だったと思いますけれども、分科会をやったときに、懇談会の座長をしていただいた○○先生からお話しいただいた「予見されてきた大転換が本格化する時代」ということで、ストックを活用する、それから技術についても取り上げていくといったような視点でメモをいただいてございますし、住宅宅地分科会との関係でも関係性を持たせるということで、住宅宅地分科会の分科会長をされている○○先生からも建築分科会のほうでお話をいただいたのが資料３－３になってございまして、これも、特に住宅宅地分科会は住宅でございますので、住宅ストックの有効活用という観点での話、担い手の話。それから、省エネ・ＬＣＡにつきましては、後ほどＬＣＡにつきましては別途、法律の案を国会に提出していますので、その御報告をしたいと思いますけれども、それぞれ建築分科会と住宅宅地分科会が連携しながら議論するというところも、今年度もそれを続けていきたいなというふうに思ってございます。

私のほうからは、資料の説明は以上となります。

【事務局】　続きまして、資料４に基づきまして、各作業ワーキングの設置につきまして御説明をさせていただきます。通し番号でいきますと、Ｐ１５、１６ページをお開きください。

１６ページのほうで、全体の検討体制、実施体制につきまして整理してございます。まず、親会である建築分野の中長期的なあり方に関する検討会の下に、今、事務局より御説明させていただきましたとおり、ストック、担い手、質／技術、ＤＸ、市街地の５つのワーキングを設置してございます。いずれも主査の皆様と御相談の上で、委員を確定させていただいてございます。また、日程も固まりつつあるという状況でございます。

この資料の右上のほうを御覧ください。開催スケジュールということで記載してござい

ますが、これは検討会の開催スケジュールになってございます。２月１９日にキックオフをした上で、６月２９日に第２回を開き、８月３１日、９月２９日と、全４回の開催を予定してございます。この検討会の開催スケジュールと各ワーキングのスケジュールにつきまして整合を取るようにしてございまして、具体的には、第２回である６月２９日までに、各ワーキングにつきましては少なくとも２回議論した上で、この場に臨むと。また、第３回の８月３１日までには、各ワーキング少なくとも１回は取りまとめに向けた議論をしておくという制約をつけて、各ワーキングのスケジュールを設定してございます。これによりまして、検討会のほうで各ワーキングの横の調整、議論の調整を図っていこうと、こういうことで進めているところでございます。

それでは、具体の各ワーキングの進め方について御説明をさせていただきます。

まず、ストックワーキングでございます。通し番号Ｐ１７、１８になります。ストックにつきましては、先ほど事務局からも紹介がありました資料３－２のとおり、中長期懇談会での○○座長からの所感の中でも、大転換の中核を占めるものとして位置づけられてございますし、また資料３－３の住宅宅地分科会からの期待という中でも、ストックの活用ということにつきましては多くの期待をいただいているところでございます。また、昨年度から行われてございます中長期ビジョンの検討に係る議論の中でも、この審議会を含めて非常に多くの議論をいただいている一番大きなテーマであると考えてございます。こうしたこれまでの議論と加えまして、国交省の中でもこれまで累次にわたる検討会というものを開催してございます。このストックワーキングは、この意見、今までいただいた御意見とこれまでの議論の経過を踏まえて、それを基礎に議論を展開していきたいというふうに考えてございます。

次のページをお願いします。１９ページになります。具体的には、さきに取りまとめていただきました中間的な取りまとめの中で、「建築物を使いこなす」という、この言葉、概念が非常に重要であるということでお示しいただきました。したがいまして、ストックワーキングでは、この「建築物を使いこなす」ということにつきまして、これを核に議論を展開していきたい。具体的には、「建築物を使いこなす」ということは一体どういう意味があって、どういうメリットがあるのかという概念整理をした上で、その実現方策と課題の検討、そして実現戦略の検討という議論を進めていきたいというふうに考えてございます。

もう少し分かりやすくしたものが、次の通し番号２０ページでございます。冒頭に行います「建築物を使いこなす」とは何かという概念整理の部分になりますが、まず最初に、「建

築物を使いこなす」ことにより実現する社会というものをしっかりイメージしていきたいということでございます。整理に当たっては、社会的な意義、これは経済合理性とか文化的価値の創造とか、そういう整理の仕方プラス、建物に関わる者にとっての意義、それは建築主・所有者であったり、住まい手・利用者であったり、設計者であったり施工者であったりと、そういう形で、それぞれにとってどういう意味があるか。言い換えると、建築物を使いこなすことによって、この方々がこういうメリットがあるというのを、より具体的に示していきたいと思ってございます。ここをしっかり示すことで、「建築物を使いこなす」という社会が建築業界の各プレーヤーにとっても意義がある、メリットがあるものなんだということを認識してもらえれば、そこに参加していただけるのではないかと、そういう概念の整理をしたいと考えてございます。

その上で、「建築物を使いこなす」とは何を意味するのか、何ができれば「使いこなす」になるのかという、これも概念の整理をしたいと考えております。２０ページ、下の絵になりますが、建物をまず造った後、新築した後は、使う、改修する、そして継承する、ないし価値づけをするという、ここのサイクルがぐるぐるぐるぐる回って、どこかのタイミングで使い終わるという、これがいわゆる建築物のライフサイクルになるかと思っております。この議論の中での整理では、この「つかう」「改修する」「継承する」といったそれぞれの項目について、何をすればこの矢印がストレスなく回るのか、ここを整理していくことによって、「建築物を使いこなす」ということは何をすればいいのかが整理できるのではないかと考えております。

具体的には、右下の「改修時に確保すべきこと」というところが例ですけれども、これはあくまでも仮説ではありますが、改修時に最低限確保するのは、安全・安心な改修を実現しなければいけないでしょうし、一定の性能も確保しなければいけない、そしてそのための手続は最低限であるべきだと、多分この辺りが確保されれば、「改修する」というのがぐるっとうまく流れていくであろうと。まずここを整理した上で、チェックマークごとに、課題、それから進めるべき取組を整理し、役割分担、実施戦略を練っていこうと、こういう議論を展開していきたいと考えてございます。

続きまして、２１ページでございます。ストックワーキングは、〇〇先生に主査を務めていただき、委員として建築生産、不動産、建築士、工務店、弁護士といった実務関係の方に加え、専門分野、構造、環境、防火、設備といった分野の方に御参加をいただくことで固まってございます。

ストックワーキングについては以上になります。

【事務局】　続きまして、担い手ワーキングについて御説明させていただきます。めくっていただきまして、２７ページの議論の進め方でございます。これまでの審議会での御議論も踏まえまして改めて整理をいたしますと、担い手につきましては大きく２つ、上の項目のところがございますけれども、左から３つ目、建築生産・行政の担い手の役割、これは設計、施工そういった単位での担い手の役割の在り方でございます。それから、その右になりますが、その役割を果たすための組織や人としての担い手の確保・育成の方向性、この２つを担い手ワーキングの議論の出口として見据えつつ、順に議論を深めてまいりたいというふうに考えてございます。

具体的には、これまでの議論にもございましたが、左から、人口減少・少子高齢化といった人材の供給側の変化、それから、省エネ・ＤＸをはじめとするニーズの高度化・多様化ですとかストックへの転換といった需要側の変化、こうしたことを踏まえまして、左から２つ目、建築生産・行政の担い手に現在あるいは将来見込まれる変化や課題を、需要側、それから人材供給側の側面から御議論をいただきたいというふうに考えてございます。

その上で、次に左から３つ目、担い手の役割と、最後に、その右でございますが、担い手の確保・育成の方向性として、具体的な取組について御議論をいただきたいと考えてございます。特に左から３つ目の建築生産・行政の担い手の役割につきましては、初めからそれぞれの役割を議論していくというのはなかなか難しいというふうに考えますので、持続性を確保するために、それぞれの担い手が共通して目指すべき建築生産・行政の在り方についての方向性を見定めた上で、それぞれの役割について御議論をいただきたいと考えてございます。

次のページをお願いします。今申し上げた建築生産・行政の在り方の方向性についてイメージ化したものでございます。これからワーキングで御議論をいただくということでございますが、まず左側、数の問題として、建築生産の効率化ですとか業務の削減を図って需要を減らしていくこととともに、人材の確保・育成によって供給側の強化も図っていく必要があるのではないか。それから、右側に緑で囲ってございますが、質の問題として、ストックに対応した建築生産体制、それからＤＸに適した建築生産体制に転換していく必要があるのではないか、こうした共通の方向性について議論を深めつつ、将来の担い手の役割の議論につなげていきたいというふうに考えてございます。

次のページをお願いします。こちらはワーキングの委員構成とスケジュールということ

で、○○先生に主査を務めていただいて、設計、施工、それから教育、発注、公共等について御参画いただいて御議論をいただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

【事務局】　続きまして、質／技術ワーキングにつきまして、スライド通し番号で３１ページ以降の御説明をいたします。

まず、このワーキング、質と技術について御議論いただく場ということになってございますけれども、今お示しをしておりますような論点について議論に入る前に、今回中長期ビジョンというものが２０５０年を見据えて検討を進めていくということに加えまして、このワーキングの対象としている質については日々向上しておりますし、技術についても日進月歩だという状況を踏まえますと、足元の建築物の質とか技術だけを見て議論するのではなくて、２０５０年あるいはそれ以降の建築物の姿、あるいはまちの将来像を見据えながら議論を進めていただくことが重要かなというふうに考えてございます。人間が想像できるものは必ず実現するというふうなことを言われたりしますので、そういった観点から、スライドの通し番号３８ページを先に御覧いただければと思いますけれども、３８ページ、委員構成とスケジュール案をお示しした資料の委員構成の欄で、今回、○○先生を主査として、各分野の先生方にも入っていただきながら議論を進めていく予定としてございますけれども、一番下の部分、建築学科出身のＳＦ作家の○○さんにゲストスピーカーとして初回に御参画をいただきまして、２０５０年あるいはそれ以降の建物の姿、あるいはまちの姿を、少しイメージを提示していただきまして、それを委員の皆様に共有していただいた上で具体の議論に入っていきたいというふうに考えてございます。

ということで、すみません、スライド戻りまして、通し番号３１ページ目でございます。今回のこのワーキングの議論では、大きく４点御議論いただこうというふうに思ってございます。

まず１つ目が建築物の質についてということで、そもそも建築物が社会に果たすべき役割とは何なのか、翻って社会が建築物に求める質は何なのかということで、建物の質とはどういうものがあるのかということをまずリストアップしていこうというものが１つ目でございます。この議論においては、例えば耐震性能ですとか防火性能のような、物の質ということもございますし、こういったものだけではなくて、計画段階から設計、施工といった生産プロセスの質も含めて建物の質につながってくるものだろうということになってまいりますので、そういった物の質に加えて、プロセスの質についても留意をしながら議論を進め

ていきたいというふうに考えてございます。

２つ目で、こういった質の分類や水準についてということで、リストアップした質を今度は横に並べてみてカテゴライズをしていこうというふうな内容でございまして、具体的には、最低限確保しないといけない質は何なのか、あるいは政策的に向上を推進していくべき質は何なのか、最後に、それ以外に建物の所有者のニーズに応じて質を確保していくようなものというのは何なのか、というように質をまずカテゴライズして、それぞれどういう考え方で切り口を設けていくのがよいかということについて御議論いただくということと、それぞれの質について、今度は水準感、高さ方向の話ですけれども、どういった水準を考えていけばよいのか、さらには、新築に対する質、あるいは既存に対する質、それぞれ考え方もあろうかと思いますので、こういった点について御議論いただきたいというのが２つ目でございます。

こうした１つ目、２つ目の議論をしてまいりますと、どういった質があって、どういった水準を目指していくかというふうなターゲットが見えてまいりますので、そのターゲットに向けた取組ということで３点目でございますけれども、最低限確保すべき質の水準を担保するためにどういった方策が必要なのかですとか、あるいは政策的に向上を推進すべき質の水準を確保するためにどういった取組が考えられるのか、こういったところを御議論いただきたいというのが３点目でございます。

最後４点目は建築技術についてということで、現在こういった建築技術については質の下支えとなるようなものだというふうな前提で考えてございますけれども、こういった技術については、例えば構造分野で考えてみますと、木造ですとか鉄骨造ですとかＲＣ造のような、ある意味これまで知見もある程度蓄積されているような成熟した技術もあれば、最近の話で申し上げれば、３Ｄプリンターのような新しい技術ですとか、あるいは環境に配慮したコンクリートのような新しい材料、こういったものも出てきておりますので、こういった成熟した技術と新しい技術に対してどういった対応が考えられるのか、あるいはこういった技術開発を促進していくためにどういった枠組みが考えられるのか、そういったところについて御議論いただきつつ、最後、技術が変わっていくと建物側がどう変容していくのかといったところについても意見交換をさせていただくと、また最初の未来の建物の姿に戻ってまいりますので、こういったところを最後まとめていきたいなというふうに考えてございます。

質／技術ワーキングについては以上でございます。

【事務局】　続きまして、ＤＸワーキングにつきまして、進め方を御説明させていただきます。通し番号３９、４０ページを御覧ください。

ＤＸにつきましては、資料３－２のとおり、懇談会の〇〇座長の所感の中でも大転換の３つ目の中に、ＡＩ・ロボット等の人工物技術の社会への実装という観点で挙げられてございまして、また、ビジョンの検討の中でも、そもそもＤＸの位置づけとして、例えば手続の効率化手法であるとか環境設計、ＧＸ実現のための手法である、または、担い手とかを考える上で、その検討の前提条件となる社会的情勢の変化や取組の方向性となるものではないかとか、社会が建築物に求める性能ではないかというような御意見をいただいているところでございます。また具体的に、例えばデータ活用とか流通の必要性があるとか、ＡＩ活用に係る将来像を共有していく必要があるというような、もっと具体的な方向性につきましても御意見をいただいているところでございます。

次のページをお願いします。このとおりＤＸにつきましては、ほかのワーキングの分野と非常に密接に連携する、もしくは関係するところが多いところもございます。特に担い手なんかでは多分議論の前提となるというようなところもあるかと思います。したがいましてＤＸワーキングでは、まず建築ＤＸが進んだ先での建築生産、維持管理がどのように変化するのか、どういう将来像が描けるのかということを整理していきたいというふうに考えてございます。一方で、ほかのワーキングで検討する将来像のようなものは、中間的な取りまとめの中でも、２０５０年及びそれ以降にふさわしいものとして検討する、整理するということにしてございますけれども、ＤＸにつきましては技術の進展が非常に速いということもありまして、もっと近未来、5年から１０年ぐらいの実現を見据えた議論をしていきたいというふうに考えてございます。したがいまして、この将来像の検討に当たっては、今実装されている、もしくは実装準備段階に入っているような技術を可能な限りピックアップ、整理して、それを議論の前提としてお示しした上で進めていきたいというふうに考えてございます。

また、この将来像を示した議論の後には、その実現に向けた戦略と推進すべき取組について御議論いただくことを予定してございます。現在、建築分野のＤＸにつきましては、建築行政手続というものを中核に、それを業務全体に広げていくというスタンスを取っておりますが、どうしても設計分野、計画分野に偏っているところがございます。あくまでも今回目指すところは、建築生産プロセス、維持管理全体の生産性向上という視点です。このため、今回の検討の中では可能な限り、計画だけではなくて、施工、維持管理も含めて、業界が一

体となって一貫性のあるＤＸに取り組めるような戦略をしっかりとつくっていきたいというふうに考えてございます。

ただ、ＤＸを進める上で、特にＡＩですけれども、データ活用に当たっての権利関係とか責任分担、それから基準とか規格等の策定者利益の確保といったような課題は多々あると考えてございます。このワーキングではこういう、どういう課題があるのかということについても、課題の抽出のところまではしっかりと担っていきたい、議論していきたいというふうに考えているところでございます。最後に、実現戦略、取組事項について、官民の役割分担を整理した上で、可能であれば建築ＤＸ戦略として整理をしてお示ししていきたいと考えているところでございます。

このとおり、ＤＸにつきましては非常に急速な進展が見込まれるということで、ほかの分野よりも短期的なスパンで考えると同時に、より実践的な議論に入っていくのかなということを今想定してございます。また、ほかの分野、ほかのワーキングからも、ＤＸでこういうことを検討できないか、できないのかということは多分いろいろ出てくるかと思います。そういうものが出てき次第、随時論点に追加していくということも考えて、柔軟に議論を進めていきたいと思ってございます。

４２ページになります。このＤＸワーキングにつきましては、東京大学の○○先生を主査に、ＢＩＭ、データ権利関係、建築生産、それからテック技術といった技術的な分野の方々、及び設計、施工、発注、維持管理といった実務的な分野の方々からそれぞれ委員をお迎えして議論を進めていきたいと考えてございます。

ＤＸワーキングについては以上になります。

【事務局】　続いて、市街地ワーキングにつきまして、通しページの４４ページを御覧いただければと思います。

この市街地ワーキングについては、中長期的なビジョンの策定に向けた検討の方向性に係る中間的なとりまとめでも、「まちの縮退を考慮した既成市街地を前提としたまちづくり」という大きな論点をいただいているところでございます。この中間的な取りまとめについては、集団規定の基準検討委員会や中長期的なあり方に関する懇談会などでいろいろな御意見が出たものが集約されているところでございますが、既成市街地を前提としたまちづくりということを考えるに当たって、例えば、この市街地ワーキングでは建築基準法の集団規定が中心的な部分でございますけれども、この集団規定を緩和してでも、もしくはバランスを取りながら建物の活用・更新を進めるべきなのかと。例えば現状、法律上は道路幅員と

して４メートル以上を求めるというのがございますけれども、施行後７５年たってまだまだ狭隘道路が多くあるという中で、建物の更新・活用を進めるために集団規定はどうあるべきかですとか、集団規定は市街地環境の確保が大きな目的でございますが、これも例えば最近、在宅ワークが増加するなどして働き方が変化して、より住宅地に近いところに日常的な店舗とか、そういったものを集めたい、用途混在というニーズがあると。例えばですけれども、集団規定が確保している市街地環境を一部損なう、もしくはバランスを取りながら建物の活用・更新を進めていくべきなのかと、そういったいろいろお話をいただいた中で、既成市街地を前提としたまちづくりを論点としていただいているところでございます。

これを念頭に置きながら、まちづくりとの接続ということで、中間的な取りまとめに向けた議論でも５つの論点を出させていただいたところでございます。市街地が社会に果たすべき役割は何か、建築物が市街地環境に貢献すべき役割は何か、そういったものを踏まえて目指す市街地像とは何か、それから、建築はまちづくりにどのように貢献できるか、それらを総称して目指す市街地環境を実現するための政策体系はどうあるべきかということで、今後この辺りの論点を御議論いただければと考えてございます。

４５ページ目、次になりますけれども、委員構成につきましては、主査を○○先生にお願いしているほか、建築分科会、建築基準制度部会から○○先生、○○先生など、合計８名の委員の皆様にこの辺りの論点を御議論いただいて、どうすれば既成市街地を前提としたまちづくりを進めていけるかという方向性を出していければというふうに考えてございます。

以上でございます。

【分科会長】　どうもありがとうございます。これで全てのワーキングについての御説明がございました。ここからは御質問、御意見を委員の皆様からいただきたいと思います。４０分ちょいぐらいを議論の時間に充てたいと思っております。１６時５０分ぐらいまでを予定してございますので、御発言のある方は、対面の方は手を挙げていただいてもいいですし、札を立てていただいても結構ですし、オンラインの方は挙手ボタンを押して教えてください。よろしくお願いします。

では早速、○○先生。

【○○臨時委員】　○○でございます。初めにありがとうございます。ストックワーキングとＤＸワーキングについてコメント、質問をさせていただきたいと思います。

赤ページの１９ページにある、大転換の中核としての全体方針「建築物を使いこなす」については、前回の会議でも私見を述べましたが、今回の説明でその方向性が分かりました。

それで、２０ページの社会的な意義とか建物に関わる者にとっての意義、そして、造るフェーズから使い終わるフェーズまでのホールライフの観点による整理方法については理解いたしました。

それで質問ですが、２２ページに既存建築ストックの活用についての記載がございます。建築物の指すことは広範にわたると考えております。この記載の中で想定している建築の用途とか規模、地域、築年数、その他の性能などについて、何かお考えがありましたら補足説明していただけると助かります。例えば個人所有で維持管理の程度の差が大きい個人住宅も含んで考えているのか、また、公共性の高い一定規模以上の建築物がメインの対象なのか、文化的価値の高い歴史的建造物なのかというようなことについて、もしお考えがあれば教えていただきたいと思います。それと、用途転用についての記載もございます。活用されていない既存ストックは、その用途にニーズがないというふうに記載がありますが、長期的視野で考えるとニーズが生まれることも当然ながらあると思いますので、この点に関しましても補足いただけると幸いです。

もう１点、ＤＸワーキングについてです。４０ページですが、ＢＩＭ、ＤＸを環境設計とＧＸ実現の基盤として位置づけて全国的に普及させること、ＤＸ人材、担い手を育成することが書かれていまして、大変重要なことだと思っております。既に大手のゼネコンであるとか設備工事業者さんが、社内にＤＸ部門であるとかＤＸマネジャーというような人を配置したり、人材育成も積極的に行っていたりと、ＡＩ活用による業務効率の改善が進んでいると聞いています。例えば、ＺＥＢ設計のための数億通りの組合せのエネルギーシミュレーションを実施している例もあるとお聞きしました。こうした先進的な取組を津々浦々の中小事業者にまで浸透させるために必要な国、官のアクションについて、ぜひ検討を進めていただきたいと思っております。

以上がコメントでございます。ありがとうございます。

【分科会長】　ありがとうございました。それでは、後でまとめて、御回答あれば、コメントあれば。

では、〇〇先生。

【〇〇委員】　私のほうから５点ぐらい、意見がございます。

１つ目は全体の名称なんですが、「建築分野の中長期的なビジョン」と現在、仮で置かれていますが、最終的には、もっと世の中に訴えかけられるような名前がつくのかなと期待しておりますので、よろしくお願いします。

２つ目はストックワーキンググループのところで、５ページ目に「使いこなす」の説明があって、より分かりやすくなったと思います。使いこなしていくと時間的な経過があって、５０年もすれば文化財になったりするので、「文化的価値の創造」とは書いてございますが、何か歴史的な価値みたいなのもどこかにキーワードとして入っているといいのではないかなと思いました。あと、ストックの適切な評価技術、住宅でいうとインスペクションなんですけれど、こういった技術も同時にちゃんと確立していかなければいけないという旨の記述も、よろしくお願いいたします。

３つ目は担い手ワーキンググループの１３ページで、御説明の中で需要を減らすというような説明があったんですが、場合によっては誤解を招いたりもする可能性があるので、需要というのは、このままいくと人口が減ったりして自然と需要は減っていっちゃうかもしれないけれど、そこは割とあまり表に出さずに、供給を追いつかせるというような表現のほうがいいのではないかなと思いました。

４つ目は質と技術のところですが、やっぱり質のところで最低限のナショナルミニマムを明らかにするというような方向性で議論されているかと思うんですけれど、やはりウエルビーイングというような、個人個人に寄り添った、建物一個一個の状況に寄り添った、別の言葉で言うと個別最適解がかなえられるような質の在り方というのもあると思うので、そうしたナショナルミニマムではなく個別最適解的な質の追求の仕方も同時に議論していただければありがたいなと思っております。

最後５つ目、市街地ワーキンググループに関しましては、これからだと思うんですけれど、ぜひ建築審査会の地方自治におけるもっと有効で効率的な機能の充実というようなのが議論されると大変ありがたいと思います。

以上でございます。

【分科会長】　ありがとうございました。ほかに。

じゃあ、〇〇さん。

【〇〇専門委員】　不動産協会の〇〇でございます。今回より参加させていただきます。主に不動産ディベロッパー、不動産事業者の立場から、４つの観点からコメントさせていただきます。これまでの御議論や整理内容と重なる点も多いかと思いますけど、その点はちょっとお許しいただければと思います。

１点目ですが、既存建築物の改修、用途変更の観点になります。私ども不動産事業者が既存建築物の改修や用途変更を検討するのは、多くの場合、その建物が立地している地域から

求められる用途や、利用者、ユーザーから求められる性能と現状の建物との間にギャップが生じてきたときになります。そのギャップを埋めるために用途変更や性能向上を検討するのですけれども、建物に手を加える範囲が一定程度以上大きくなると、改修部分に限らず建物全体を現行法規に適合させることを求められることが多くなります。その結果、技術的に、物理的に対応が難しい場合や、コスト負担が非常に大きくなる場合も少なくありません。そのため事業判断として、改修ではなく建て替えのほうが経済合理性が高いという判断をすることも多いということが実情になります。言い換えれば、現行基準に完全に適合した建物を１００点とすると、築年数を経た既存建物を５０点として、５０点の建物を５０点のまま使い続けるか、１００点の建物に建て替えるかというような二者択一の判断を事業者としてはこれまではしがちだったと言えると思います。

ここに５０点の建物を７０点ないし８０点へと高めて使い続けるという選択肢を許容するような建築制度としての位置づけをしていただくことができれば、既存建物ストックの改修は今以上に促進されるのではないかと考えております。それは結果として既存建築ストック全体の質の底上げにもつながるものと思われます。また、日々の事業の現場では、改修や用途変更が建物の一部にとどまる場合であっても、法的なハードルが、技術的なハードルが高いと感じる場面が多くあります。この点についても実態に即した整理が進むことを期待しております。

２点目は既存建築ストックの流通の観点になります。既存建築ストックが真に活用される社会では、建築物がそれを使いこなせる所有者の手にリレーされていくことが重要ではないかと考えております。そして、その時々の所有者が必要な改修を加えながら建物の価値を高めていく、そういう姿が不可欠ではないかというふうに思います。そのためには、既存建築ストックの流通に適した建築制度の在り方についても検証することが重要ではないでしょうか。

３点目は、質／技術についての観点です。質／技術ワーキングにおかれましては、未来の建築物の質／技術について議論されていくとのことですけれども、カーボンニュートラル実現に向けては環境性能の高いものを選ぶような社会機運の醸成、消費者、ユーザーの理解の促進とともに、実装においては、市場にも受け入れられるような、さらなる技術革新、経済合理性の確保が必要だというふうに考えております。

４点目は、維持管理の担い手の観点になります。既存ストックの活用に当たっては、建設段階にとどまらず、建物が建った後、竣工後の維持管理、運営を含めた担い手の確保ととも

に、制度の合理化やＤＸの活用を通じて合理的・効率的に建築物を高品質の状態で維持していくということを検討することが重要であると考えます。

以上４点について、今後のワーキング含めた検討の視点に加えていただければ幸いでございます。

私からは以上でございます。

【分科会長】　ありがとうございました。

それでは、〇〇先生。

【分科会長代理】　〇〇です。その他に建築物省エネ法の改正案が出ているので、これと関連してコメントさせていただきたいと思います。

３月２７日の法案を拝読して、第１条の２というのができているのが非常に感動いたしまして、ここに基本理念が新設されていて、脱炭素化の促進は、自然災害による被害の防止、また軽減を含む建築物の安全性、健康の増進、快適性その他建築物に必要な性能を確保するということが明記されたということは、極めて重要ではないかと思っています。これまで省エネするとか脱炭素するというのを個別に推進するということから、建築に本来求められる質と性能を総合的に確保して進めるべきだと、これが法の理念として明確に示されたということ、非常に評価しております。

また、同条において、建築物の取得または賃貸に当たって国民の負担能力を考慮しつつ、長期にわたり良好な状態で使用することができる建築物の確保が図られるべきと書いてあって、これからの建築政策の大きな方向性が、もうここに出ているんじゃないかと思います。新築の性能向上だけじゃなくて、既存ストックを含めて、使い捨てるのではなく、適切に維持し、改修して、継承しながら社会全体として建築物を使いこなすという視点が出ているんだろうと思っております。この点は、今回の中長期ビジョンの議論でストックワーキンググループが「建築物を使いこなす」を核にしていることと、よく整合しているのではないかと思います。

建築分野、ストック型社会へ移行していく中で、脱炭素と建築の質を対立的に捉えるのではなくて、長期利用と質の確保を一体型でやはり位置づけるということがますます重要になるのではないかと思います。加えて、日本建築学会のほうにお許しいただいて、住宅建築改修による脱炭素社会推進特別委員会というものの立ち上げをお認めいただいたので、そこでの議論についても適宜検討会のほうに戻していきたいと思います。

それから直近で、これは中長期なんですけども、ホルムズ海峡危機の影響で、エネルギー

危機ではなくて、建築材料に関してもかなり影響が及ぶ可能性が高いです。危機に関して喫緊にやはり対応すべき課題があるんじゃないかなと思っていまして、実は先ほど学校から連絡があって、今年度の建築の学生の建築の模型材料が入荷未定になっていて、スチレンボードとか、ああいうのが入荷未定になっているという連絡があって、これはフォーム材料も対象になっていますので、断熱材なんかはもう既にそういう状態が来ているのではないかと思って、この辺りも今回は中長期でありますけれども、建築分科会などでやはり議論があるといいかなと思いました。

非常に細かいんですけど、１６ページの検討会のワーキンググループの報告、８月３０日日曜日じゃなくて、多分月曜日にやっていただいたほうがありがたいなと思います。

以上です。

【分科会長】　ありがとうございます。一旦ここでちょっと、もし事務局のほうから御意見等、回答があればお聞きしますし、そうですねと、提案は考えますというのであればそれでも結構なんですけど、どうしましょう。何かございますか。

【事務局】　ワーキングのほうからお答えできるものもありますし、できないものもありますけれども、回答させていただきますが、基本的には主査の先生方と御相談しながら、今日も多数の先生方御参加いただいておりますので、相談しながら、今日いただいた意見を受け止めて、どのように反映していくかということにつきまして対応していきたいというふうに考えてございます。したがいまして、一個一個につきましてなかなか、まさにこれからこの枠組みで議論していこうというところでございますので、今お答えはできませんけれども、そういった形で主査の先生と相談しながら進めていきたいと思います。ありがとうございます。

【分科会長】　ありがとうございました。

どうぞ、局長。

【住宅局長】　ありがとうございます。中長期ビジョンということで、ストックをどう使うんだということで、先ほど委員から５０点と１００点、非常に分かりやすい御説明をしていただきました。５０点か１００点かという選択になると、凍結効果みたいにして５０点に張りついちゃうということなんですけども、じゃあ中長期ビジョンを検討するから７０点でいいんだという話にはならないと思うんですね。今日は○○委員がご欠席のようですが、消費者保護の観点から、なぜ７０点でいいんだということをとことん議論いただきたいと考えています。１００点が難しいので７０点でよいとかそういうことではなくて、消費者保

護がちゃんと図られた上で、例えばそれは技術でカバーできているのか、保険のような仕組みでカバーできているのか、重要事項説明のようなことでカバーできるのか、そこは分からないんですけれども、そこを議論していただいて、その隙間を埋めることが必要です。もう一方で、中長期ビジョンだから、そういうものを使わないといけない、使えるようにしないといけないというニーズは間違いなくあるんですけれども、だから７０点でいいんだという議論で終わらないように、そこはなぜそれでいいんだという御議論をぜひしていただきたいと。そのためにたくさんの委員に入っていただいて、様々な観点で御議論いただければと、切にお願いをいたします。

それから、〇〇先生からありましたホルムズ海峡の影響ですけれども、これは政府全体の立場として、今の時点では石油も、それから直近でいうとシンナーが足りないとなっていますが、一番川上にはちゃんと流れています。川下まで流れてこないという状況で、石油備蓄を放出していますので、物としては流れているけども途中で目詰まりを起こしているというのが現在の状況で、明確に今の段階で物品が足りないということじゃないという状況です。ただ、これが長期化していくと、恐らく目詰まりというより価格の上昇ということが先に出てくるというのはあるのかなと思っています。この辺は注視しながらやっていきますけれども、いずれにせよ、いろいろ影響がある、長期化するとなおあるのかもしれませんので、引き続き情報提供、皆さんとさせていただければというふうに思います。

以上でございます。

【分科会長】　ありがとうございました。大変大事なポイントを御指摘いただいたかと思います。

それでは、〇〇委員。

【〇〇専門委員】　日本建築家協会の〇〇と申します。まず全体の話で、一度事務局の方とも意見交換をＪＩＡもさせていただきまして、お聞きはしているんですけども、非常に広範囲にわたる内容になりますので、建築家協会のほうもできるだけ興味のある人には聞いてもらうような形をぜひ取りたいので、ワーキングのオブザーバーの対応というのを至急取らせていただきたいということを、ちょっと事務局にあえてお願いしたいかなというふうに思っています。具体的にどういうふうに登録してオブザーバー参加すればいいのかというようなことを、私が見落としていたら大変申し訳ないんですけど、御対応いただきたいというのが一つ。

それから、ＪＩＡから少し意見書みたいな形で実は事務局に出させていただいているん

ですが、建築物の質と技術のところでどうしても、先ほどもちらっと耐震性能とか省エネ性能とかおっしゃいましたけれども、実は数値で測れないような指数というのが一番、○○先生から少しウエルビーイングの話をおっしゃっていただいたので、それに近いのかなと思うんですが、本当に数値化しにくいところが全部抜け落ちていくというのが一番怖いというふうに我々としては考えていますので、ぜひそれも議論に、大きなところに入れていただきたいなということと、それから、新築の技術、既存の技術というのが３１ページのペーパーのところに、新築に対する技術はこう、既存に対する技術はこうというふうに読み取れたものですから、もし誤解でしたら申し訳ないですが、新築から既存まで、できるだけ非常にギャップが出ないような形で。要は、私なんかはどうしても住宅というのがベースで話になるんですけれども、できるだけシームレスに段階を踏んでいけるようなふうにまとまっていけばいいなと思っている次第なので、なかなか具体的に言いにくいのが申し訳ないですが、御検討の中に、少し頭の隅に入れていただければありがたいなと思っています。

以上です。

【分科会長】　ありがとうございます。

○○先生、すみません、遅くなりました。

【○○臨時委員】　ありがとうございます。２０ページのストックワーキングの議論のイメージの部分ですけれども、右端の「改修時に確保すべきこと」の２番目に、一定の性能の確保という言葉は入っているんですが、ここに健康というキーワードが入らないかという点であります。建基法の第１条に、国民の生命、健康、財産を保護し、公共の福祉をという建基法の目的で、生命といいますか、財産のほうはそれに対応するキーワードは入っているんですが、健康確保、断熱とか省エネ性能の確保も含めてという、この議論をするときにそこの部分、別扱いではなくて、ストックワーキングの中でぜひ検討していただきたいなと思います。あとライフサイクルカーボンについては既に社会的な意義の中にキーワードとして入っているのでいいと思うんですが、国民の生命、健康というあたりは、ぜひキーワードとして議論していただきたいと思います。

以上です。

【分科会長】　ありがとうございました。

それでは、○○委員。

【○○臨時委員】　ありがとうございます。今、○○先生から御意見された点で、ホルムズ海峡の影響については、今後、需要家に何らかの対応がすぐ求められるということはない

とは思いますけど、エネルギーという観点でいきますと、資料の中でも改修の履歴というものもありましたけど、例えばＥＵのほうでは改修パスポートというようなことで、住まわれている方に今後の改修のアドバイスというか情報提供をして、今後この建物についてはこういう改修を進めていったらどうですかというような情報提供をされている、各国で検討されるということもありますので、需要家に対して、今後２０５０年に向けて中長期的にも情報提供できるような何かしらの仕組み、これはＤＸのワーキングなのか、そちらのほうで履歴を取られて何らかということもあるかもしれませんけど、そちらのほうにも期待したいと思います。

もう１点は、ストックの、先ほど○○先生からあったＰ２０ページ、リングのようにぐるぐる回っているところですが、リユース、リサイクル、いわゆる回収、再生すべきものというのは今後明確化されていくと思いますが、少々細かい点でいくと、現場において非常に関係者の方が多く関わられているということも、この「つかう」「改修」「継承」までにあって、例えば手続上ですとか、契約上、あるいは仕様書上、このシステム、設備は回収、リサイクルという形ではなく廃棄してくださいというような、もう仕様書上にそう書かれているというようなこともあるようで、過去からの慣習で、その仕様書、契約書がずっと使い回されていて、なかなか回収のほうに回らない、といったこともあるようです。

事例でいくと、冷媒の回収、再生というのは今非常に求められているところなんですけど、なかなかこの再生のほう、回収はするんだけど再生のほうに回らなくて、全てのものが廃棄のほうに――破壊のほうですかね――回っているというようなことも現状で伺っておりまして、それが、法律上の立てつけが複雑なのか、何か制度上のことで皆様が理解されていないのか。本来であれば、それがうまく回って、ここに書かれている循環するような社会というのをつくっていかないといけないと思うんですけど、そういう現場レベルでなかなか進んでいないということもあるようなのでもしここで議論されたことがこれから市場に展開していった後に何が起きていないかというのは定点で観察をいただいて、うまく循環社会の波に、この２０ページのような形で回るように何か後押しという方策をストックワーキングのほうに期待したいと思います。

以上です。

【分科会長】　ありがとうございました。

では、○○委員、お願いいたします。

【○○委員】　ありがとうございます。今回から参加しています○○と申します。大学で

は建築を学んでいたんですけど、今は福祉系のほうの大学に行っていますので、少し皆さんと違うような視点になってしまうかもしれませんけども、今日聞いた感想を含めてお話ししたいと思います。

まず全体通じて、建築というものがどんどん高度化していく一方で、ストック活用ということなので、そこには必ず使用者が、既に使用している人がいるという中で、そこの中での乖離がどうなっていくのかなというのを聞きながら、使用している人たちに分かりやすいような形でまとまってほしいなというのが一番最初に思ったことです。その上で、３つほどお話をさせていただきたいと思います。

１つは、今ここに出ているストックワーキンググループのもので、改修すると継承するというところがあるんですけども、改修しやすいということと、あと継承は、やっぱり継承したいというふうに思えるものが継承していくというのが望ましいと思うので、そこをどうつくっていくんだろうということをぜひ議論していただきたいというのが１点目です。

２つ目が担い手のところなんですけれども、これは、私はパートナーのほうが設計をやっているので、そこと話していると、やはり今の６０歳ぐらいまでは設計だけで食べていける状態がありますけども、今後そうではなくなるよというところで、川上のほうに行って、企画のほうになって金融などをやっていくという方法を探るか、川下のほうに行って教育とか福祉とかまちづくりとか商いのほうに行くか、あるいは電気とか設備とかそういうものを自分ができるようになっていくか、そういう方向を若い人はみんな模索しているようだというようなことがあったので、いわゆる複数の職能をまたげるような人材をどう育成するのかというところを担い手のところでぜひ考えていただきたいということが２つ目です。

３つ目が市街地ワーキングのところで、働くというような市街地と、住んでいくという市街地で違いはあると思うんですけども、先ほど出ていた健康のお話、その手前のところでは衛生の時代があって、健康の時代になって、今、ウエルビーイングがなって、今後、コンパッションシティとか、そういう概念もありますので、その辺りも含めて議論していただけるとうれしいなというふうに思いました。

ちょっと視点が違っている面もあったかもしれませんけど、コメントということでお願いいたします。

【分科会長】　ありがとうございました。

それでは、ウェブで御参加の○○委員から御意見いただけますでしょうか。

【○○専門委員】　駒澤大学の○○でございます。これまで集団規定を中心に検討させて

いただいて、今後、市街地ワーキングで議論をさせていただく予定になっております。

改めまして、本日は充実した資料と丁寧な御説明ありがとうございます。これまで検討されてきた議論の整理という観点から、１点意見を述べさせていただければと思います。

今回の資料を拝見いたしますと、建築分野に関する論点につきましては、ストックの活用、担い手、建築性能、市場環境、さらにはまちづくりとの接点に至るまで、分野横断的に非常に幅広く、かつ網羅的に提示されているものと認識しています。そのため、今後の検討段階においては、個々の論点をさらに拡張というよりも、これらをどのような軸で整理、集約していくのかというのは非常に重要ではないかと思っています。その際の一つの視点として、制度や基準の性質に着目した整理が必要ではないかと考えています。

先ほども話がありましたように、建築基準法は、国民の生命、身体の安全確保に直接関わる基準を定めるもので、その意味で画一的かつ厳格に定めるべき部分を有しています。しかしその一方で、建築物が周辺環境との関係の中で成立することを踏まえると、地域や区域ごとの特性や社会的な合意を前提として、一定の柔軟な対応が求められる領域も併せ持っていると理解しています。したがいまして、今後のビジョンの整理に当たっては、一律的に定めるべき基準というものと、地域や地区の実情に応じて運用されるべき基準とをどのように区別して位置づけていくのかという点が、各論点を横断する整理軸として重要になるのではないかと思っております。この点につきまして、今後の検討の枠組みの中でどのように整理されていくのか、今後御見解というものをお示しいただければと思います。

以上です。

【分科会長】　ありがとうございました。

それでは、会場の○○委員からお願いいたします。

【○○専門委員】　よろしくお願いいたします。私のほうから３点ほど、日本建築士会連合会の立場と、それから教育に携わっている立場ということから、特にストックのこと、そして人材育成ということで少し話したいと思います。今回５つのワーキングで深く話合いが進むというので、その中に盛り込んでほしいなと思うことをお話ししたいと思います。

まず、地方の建築人材育成を、できたら独立した検討課題として挙げていただけたらなと思います。今回の構成メンバーを見ますと、やはり都市の方というか、中央寄りというような点で見ますと、地方の意見がどのぐらい反映できるのかな、吸い上げられるのかなというのがちょっと気になりました。人口減少や空き家増加の時代に即して地域性を踏まえた持続可能な建築供給ということで、自治体における様子や、それから高等教育、地方の高等教

育機関と、それらの連携、工務店や建築士会の支部などもありますので、そういう地域循環の人材育成ということも考えていただきたいなということが１点です。

それからもう一つは、２つ目ですが、これも建築士資格の定義づけということで、これまでも何度も話してきたことなんですが、やはりストック社会に対応したものの再編、再定義というのは結構重要なことだと思っております。そこには、これまでの調査とか、見極めを行う調査とか診断、改修、維持管理、所有者や利用者、地域社会との間をつなぐという専門職、そうした役割も報酬等も関わるわけですが、こういう観点を踏まえながら、また、これは高等教育、そして資格、実務、継続教育にも関わってくると思いますので、その点を捉えてほしい。

あと３点目ですが、これは２０５０年を見据えるということであれば、初等中等教育の視点も持っていただけたらと思っております。資料にも建築に関わる市場環境整備の一環として挙げておりますが、ストックのワーキングの整理でも「建築物を使いこなす」という点から見て、ストック社会においては専門家だけでなく、市民や所有者側にも維持管理や改修、活用に関する基礎的なリテラシーが必要であるということが述べられています。この中で初等中等教育にも関わると思いましたのは、昨今、金融経済教育の充実と関心の高まりというのがあって、２０２２年に高校の新学習指導要領では金融教育が強化されてきました。今、若年層が金融や経済、投資への関心を高め、専門的に学びたいという意欲にもつながっています。これが関わっているかどうか分かりませんが、今年２０２６年、経済、経営、商学部が受験者２割、２０％増えているというんですね。少子化の中で関心を持ったというのは、初等中等教育にやはり関わるということは結構大事かなと思いました。特に建築というのは、新築だけでなく、むしろストックというと自分たちが住んでいる住まいやまちのことに直接関わりますから、こういうところにも着目していただけるといいなと思ったところです。

以上です。

【分科会長】　ありがとうございました。

あとお二方から手が挙がってございます。〇〇委員と〇〇委員から手が挙がってございますので、このお二方から御意見いただきたいと思います。

まずは、ウェブで御参加の〇〇委員かな、お願いいたします。

【〇〇臨時委員】　ありがとうございます。名古屋大学の〇〇と申します。今回の資料を拝見しまして、使いこなす時代へという方向性が非常に明確になってきているなというふ

うに感じまして、その観点で、各ワーキンググループに関連づけて３つほど申し上げます。

まずストックワーキングについてですが、建物を使いこなすという考え方は非常に重要だと思いますけども、それを実現していくためには、性能向上とか用途転用に加えて、どうやって継続的に運用して更新していくかという主体とか仕組みということが重要だと思いまして、例えば維持管理の情報とか改修履歴の蓄積とか、それを踏まえた評価といった点はまさにマネジメントの領域であって、ファシリティーマネジメントの視点とかコンストラクションマネジメントの視点というようなことを、今も世の中には出てきていますけども、もう少し前面に出していくことが重要ではないかなというふうに思いました。例えば、公共施設の再編や活用がなかなか進まないということが書かれていましたけども、そういった課題についても、個別の施設ごとの対応にとどまっているようなことも一因ではないかと思っていまして、そういう意味では、施設の全体を見るファシリティーマネジメントの視点とか、事業全体を俯瞰するコンストラクションマネジメントの視点とか、そういった発注とか運用の仕組みを見直していくということも重要なのではないかなというふうに思いました。

もう一つは、今の話と関連しますけども、そういった運営とか維持管理、更新までを担える建築の人材です。そういう人材がますます重要だと思いまして、そういった何となく補助的に扱われていたものを、建築分野を支える一つの重要な専門領域として位置づけていくというような視点が必要なのではないかなというふうに感じています。

最後にもう一つ。一方で、そういったちゃんと評価をしたり指標を明確にしたりというような、定量的なことを扱うということも大事なんですけども、もう１点、ＪＩＡの方がおっしゃっていましたように、マネジメントが大事と言いつつも、やっぱりはかることが難しい建築の質というようなものをどういうふうに評価するのかというような視点も非常に重要ではないかなというふうに思っております。

以上です。

【分科会長】　ありがとうございました。

それでは、対面で御出席の○○委員からお願いします。

【○○専門委員】　ＪＢＮの○○です。私からはストックワーキングの点で、２０ページで１点だけお話しさせていただきたいと思います。

工務店なので住宅を想定しつつお話をしますが、「所有・維持管理時に確保すべきこと」に経済的価値の評価という、これを書いていただいて本当によかったと思っています。これ

までも住宅性能評価とか、認定長期優良住宅の制度とかありましたが、これとちゃんとリンクさせて、本当にファイナンスとか、また市場に流通したときの価値としての実効性のある評価という形で今回はしっかりと中長期的に位置づけをして、建築主が行う改修について、これが単に費用がかかるということではなくて、ちゃんと流通させるときに評価される仕組みとリンクさせて、実効性のある形に整えていただきたいと思います。

以上です。

【分科会長】　ありがとうございました。いろいろ御意見いただきましてありがとうございます。

○○委員、では最後に。

【○○専門委員】　すみません、最後となります。建築士事務所協会の連合会から来ました○○でございます。

赤文字の２３ページですけども、２つ目の丸ですが、やはり建築費高騰等というところで、自治体における公共施設再編・ストックの活用が思うように進んでいないというところであります。民間の模範となる公共施設におけるというところでございますけども、やはり地方都市における公共施設の再編というところが、特に地方都市は合併特例債という財源が一つあったんですけども、それが今年の３月で基本的に終了するというところで、各自治体が改修なり改築というところをしたいけども、なかなかできないと、財源がなくてできないという現状が、今本当に各自治体で困っているという状況があります。

よって、改修するにもなかなかできない、要は省エネ改修等もなかなかできないという現状がございますので、その辺のところを、先ほど一つ一つの建物の性能の確保というところも一つあるという話もありましたけども、例えばその自治体の施設群の中で平均してＺＥＢ、ＺＥＨを達成するような、広い意味での施設群のコントロールというか、そういったものを達成すれば、例えば補助等を充当できるとかというような制度を一つ考えていただければなと一つ思っております。

あともう１点、このシートの６つ目の丸なんですけども、「既存建築ストックや歴史的建築物の安易な解体を避けるため」とありますけども、やはりなかなか老朽化して、もう壊すしかないなという末期的な状況になる前に、段階的に改修していくことで長寿命化を図るということだと思うんですが、私どもの会員としましては、地方にある、二、三人でやっている小規模な建築設計事務所が多いものでございますので、その人たちは、例えば町の町医者的な位置づけで、地域の建物の修繕とか新築等に関わっている状態であるんですけども、

地域の建物をこう直したほうがいいんじゃないかというところで腕を振るいたくても、なかなかできないという現状がありますので、例えば定期的に、もう修繕をしなければいけないというところまで踏み込んでいいかどうかは議論の余地がありますけども、建物を所有している以上は、例えば定期的に防水を改修しなさいとかいうような制度的なものまで行ければ、町医者的に地域の小さな設計事務所が地域に積極的に関わっていくという環境になっていくのではないかなと思っております。その辺のところ、ぜひ前向きにグループワーキングのほうで御検討いただければと思っております。

以上です。

【分科会長】　ありがとうございました。いろいろ御意見ありがとうございました。後半の部分につきまして、事務局から何かございますか。

【事務局】　委員の皆様、御意見ありがとうございました。一つ一つというわけではないですけど、冒頭、○○先生からのストックどこまでという話でいうと、住宅だとか用途、個別に分けるわけではなくて、まず全体だと思っております。担い手についても、初等教育、中等教育、高等教育とかいろいろありましたので、最初は絞るということはせずに、ワーキング主査の先生方と御相談ですけど、まず議論をしてみて、その中で、やっぱりどこが今急所になっているのか、ポイントとして議論しなければいけないかということを徐々に徐々にあぶり出していくと、そんな進め方をしようかなと思っております。その中で、例えば連携する部分で、こっちのワーキングでは優先順位が高いんだけど、こっちのワーキングではちょっと優先順位が低いねみたいなことを、では検討会の中でどういうふうに整理するかとかということもできればいいなというふうに思っています。その上で、冒頭申し上げたとおり、中間的な取りまとめの後で、今度は中間取りまとめにするわけですけど、その素案をつくる中で、それぞれこういう議論をしてきて今こういうふうに至っているというようなことで御報告できれば、さらに分科会で深めた議論をして、つなげていければなというふうに思っております。

以上です。

【分科会長】　ありがとうございました。よろしゅうございますでしょうか。

私から１つお願いがあるんですけど、５ついろいろワーキングがあって、それで非常に深い、それから多様な御議論がこれから始まっていくということになると思うんですけれども、中長期的なビジョンとして２０５０年を一応ターゲットとして見据えたときに、その時点で、今想像できるというか、今考えられる理想的な社会像のようなものをまずそれぞれの

ワーキングで考えたときに、今がレベル１かゼロか分かりませんけど――だと思ったときに、各ワーキングで想定される理想的な社会あるいはシステムというのがレベル５だとすると、その１、２、３、４、５というのがどういうふうに位置づけられるか、どういうものが考えられるかといったようなことをそれぞれのワーキングで考えていただいて、横に並べて見てみたときに、例えば、あるワーキングのレベル３が、あるところのレベル２と大体合っているんだねといったようなことが見れるとか、何かそういう工夫ができないかなと。議論そのものは非常に深く議論されると思うので、細かくなっていくと思うんですけども、ぱっと見たときに、どういうふうに横並びで関係しているか。それがもし全然ばらばらだと、せっかくワーキングつくっても、最終的な全体の社会にはなかなかうまくまとまっていかないかなというふうな気がするものですから、よく自動運転の車のレベル１からレベル５みたいなのがありますけど、あんなものを私、よくイメージするんですけど、あんなふうに簡単にはいかないと思うんですけど、何かそういうもので、横並びで比較できるような工夫ができればいいなというふうにお願いをしておきたいと思います。ぜひよろしく御検討ください。ありがとうございます。

それでは、大体よさそうな時間になりましたので、次に参りたいと思います。

次は今日の議事の２つ目でございまして、その他の報告事項でございます。１つ目の報告事項は、住生活基本計画の改定についてでございます。こちらは１０月１６日の建築分科会等合同会議で、住宅宅地分科会における議論として、住生活基本計画の見直しについて御説明をいただきましたけれども、当該の計画が３月末に閣議決定されましたということでございますので、この内容を御報告いただきたいと思います。

事務局より御説明のほどお願いをいたします。

【事務局】　資料の５、通しのページで４７ページを御覧ください。

住生活基本計画、この３月に閣議決定されておりますけれども、住宅分野、建築分野は相互に関係する部分がございます。住宅宅地分科会が所掌する範囲では対応し切れない論点としまして、住宅ストックの有効活用、担い手の確保・育成、省エネ・ＬＣＡについて建築分科会への投げかけを行っておりました。それに対して、建築分野の中長期的なビジョンの検討状況ということでフィードバックをしていただいたところです。今後、住生活基本計画の推進に当たっても、住宅分野と建築分野でしっかりと連携しながら進めていきたいと考えております。

新たな住生活基本計画の全体構造については、住宅政策を考える前提として３つの視点

を明確に設定しております。それが「住まうヒト」「住まうモノ」「住まいを支えるプレーヤー」ということでございます。これは、住宅を単なる建物や供給量の問題として捉えるのでなくて、人の暮らしの中で使われ、既存のストックとして蓄積され、それを多様な担い手が支え続ける仕組み全体として捉え直すという、こういった視点でございます。特に今回は建設業などの分野でも大きな課題となっている担い手不足を新たに視点として加え、この観点の施策についても検討を行っております。この３つの視点が計画全体の思考の土台となっております。

その上で、このスライドでは３つの視点を横断しながら、住宅政策をどの方向に組み立て直していくのかということを①から④の４つの柱として整理をしております。

①と②はセットで、既存住宅へ転換していくということを意図しております。住宅市場と住宅ストックをどう再構築するかを担う領域です。この２つを貫く上位の考え方として、左側にございますが、市場機能の進化を通じた住宅ストック価値の最大化と表現しております。

①として、ニーズに応じた住宅を適時適切に確保できる循環型市場の形成ということですけれども、これは単身世帯の増加ですとかライフスタイルの多様化が進む中で、住まいに求められる条件は人生の段階ごとに変化いたします。持家か賃貸かに固定化されるのではなくて、必要なときに必要な住まいへ移行できることが重要だということで、①では、住まいやリフォームを含めて、ニーズに応じて住宅を選択・確保できる市場環境を整えるということを目指しております。

②は、インフラ・居住環境の整った既存住宅・住宅地の市場を通じた本格的な有効活用ということでございます。ここでは、これまでの官民投資によってインフラ・居住環境の整った既存の住宅地について、空き家をしっかり活用することですとか、あるいは住宅・宅地の円滑な継承、活用を促すようなインセンティブを確立するということを目指しております。①と②で人のニーズと住宅ストックを、市場を通じて結び直すということを目指しておりまして、それによって循環型で持続可能な住宅市場を形成していくということを考えております。

一方で、③、④については、市場やストックの循環を社会として支え続けるための基盤づくりに関わる領域でございます。ここを貫く上位概念が、人生１００年時代の住生活を支える基盤の再構築です。

③は、分野横断的な連携による「気づき」と「つなぎ」のある居住支援の充実ということ

ですけれども、高齢単身世帯あるいは住宅確保要配慮者の増加によって、住まいの問題は住宅分野だけでは対応ができなくなっています。生活の中での変化に気づき、必要な支援や専門機関につなぐ仕組みが必要だと考えられます。その意味で、不動産、福祉、医療、行政などが連携して、住まいの確保と生活支援を一体として支える体制を整えていきます。

それから、④でございますけども、既存住宅を最大限に活用する持続的な住宅市場を支えるあらゆる主体の連携・協働の推進ということで、これは住まいを支えるプレーヤーを前面に出した柱です。生産年齢人口の減少によって、行政や専門家だけで住宅市場を支えることは困難となりますが、居住者自身も含めて、多様な主体が役割を分かち合う体制が必要だと考えております。④では、担い手の確保・育成、デジタル技術の活用などを通じて、人生１００年時代にふさわしい住生活の基盤を担い手の面から再構築することを目指しております。これらによって、２０５０年に向けて住宅政策を推進していくこととしております。

私の説明は以上です。

【分科会長】　ありがとうございました。

それでは、次の報告事項でございますけれども、これは建築物省エネ法改正法案の国会提出についてでございます。これも事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局】　赤字のページ数で４８ページから５０ページ、資料６に基づきまして、事務局より、改正案の状況について御説明させていただきます。

まず４９ページでございますが、１月２９日に第四次の答申をいただきまして、必要な調整を行った後、先月の末、３月２７日に法律案の閣議決定を行いまして、現在開催中の特別国会に法案を提出しているという状況でございます。

次の５０ページを見ていただきますと、こちらが法案の概要になってございます。中段の左手、法案の概要１ポツというふうになってございますが、答申いただいた内容に沿いまして、建築物のライフサイクルカーボンの評価制度を創設いたしまして、関係者の役割の明確化、統一する算定ルールの策定、５，０００平米以上の事務所についての評価結果の国への届出の制度、建築士から建築主への評価の意義などについて御説明いただく説明制度、また、省エネ性能も含めまして、アピールをしたい方向けの第三者認証・表示制度の創設などを盛り込んでおりまして、こういった建築物のライフサイクルカーボン関係の施行につきましては、法律の公布から２年以内、２０２８年度からの開始を予定しているものでございます。

続きまして、２―①、２―②となっているところでございますが、進展する省エネ技術への対応といたしまして、国土交通大臣がＺＥＨ・ＺＥＢ水準への適合を個別に認定する大臣

認定制度の創設、また、おおむね市場の４分の１を占めます住宅事業者を対象といたしました、中長期計画策定などを求めます上位住宅トップランナー制度の創設、こういったものを行うこととしてございまして、こちらの施行については法律の公布から１年以内、２０２７年度の開始を予定しているものでございます。

その他、法律名の変更や、先ほど○○先生より御紹介いただきました基本理念の創設などを行っているものでございます。

法案が無事成立いたしましたら、施行に向けた準備を進めていくことになりますが、内容に応じまして、建築物エネルギー消費性能基準等小委員会にて御審議をお願いさせていただいたり、また、建築環境部会に進捗状況の御報告をさせていただこうと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

私からの説明は以上でございます。

【分科会長】　ありがとうございました。

それでは、最後の報告事項でございます。改正建築基準法・改正建築物省エネ法の施行から１年経過時点での実態調査についてでございます。これも事務局より御説明のほどお願いいたします。

【事務局】　資料７ということで、通し番号でいうと赤字のＰ５１からでございます。おめくりいただきまして５２ページのところに、今回行いましたアンケートの概要があります。

まず調査目的でございますけれども、法律が施行された１年のタイミングで建築確認の実態を把握するとともに、施行前後のいろいろ――ここに委員の方々が御協力いただいた部分がたくさんあったと思います。改めてお礼を申し上げますけれども、その状況の確認と、それから、今後いろいろな制度改正、この中長期ビジョンの議論を受けて、そういう場面があろうかと思いますけれども、その施行時の参考とするためにアンケート調査を実施しております。

調査対象といたしましては、いわゆる審査側と言われている指定確認検査機関でありますとか、登録建築物エネルギー消費性能判定機関でありますとか、それから建築確認を実際に申請されている方々の申請側ということと、両方聞いてございます。４月１日から１０日間、Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ｆｏｒｍｓを使ってアンケートをしてございます。

回答数は左下と右下にそれぞれございまして、例えば審査側のほうでいきますと３分の２ぐらいの機関から御回答いただきましたし、事業者は４６１ということで、恐らく御回答

いただいている方々は、非常にこういう内容に関心がある方なのかなという前提でデータを見ていただければと思います。

速報で、建築確認と省エネと両方ありますので、建築確認からいきます。

５４ページを見ていただきますと、これは特に戸建て住宅の部分について、省エネ基準が義務化されたり、構造の審査についても行うということになったものですから、それがどんな形で影響があったかということでございます。円グラフのほうは年間の確認申請をしている件数につきましてということで、例えば一、二件という非常に少数の方から、１００件以上やっているというような、かなり大きな事業者の方までございます。その方々ごとに、右側の棒グラフですけれども、審査に要する期間Ａプラスを先に説明させていただくと、右下にあるんですけれども、まず書類を出していただく時点、申請側が書類を出した時点というのがございまして、この後にいろいろ手続的なもの、あるいは事前のやり取りなどもあるんですけれども、作業着手という形で、事前の審査なのか、受付をしてからの審査なのかはちょっと別にして、まず審査機関側から第１次のリアクションがあった時点を真ん中に置きまして、その前後をＡとＢというふうにやって、最終的に審査終了というのを足して、それが審査に要する期間というふうに設定をしてございます。要するに、Ａの期間の部分については、審査側が受け取って内部チェックをしているという段階なので、申請した方からすると待っている状態なのか、見てもらっているのか分からないという状況で、真ん中の時点以降になると今度はやり取りが始まっているということだと受け止めていただければと思います。

その期間につきましてどのぐらいかかりましたと、これは申請側の報告なんですけれども、やはり件数が多いところについては、これは慣れているのか、あるいは例えば建て売り住宅のように、ある程度形式が固まっているのでどんどん通しているのか、いろんな理由があるかと思いますけど、相対的な傾向として見ると期間が短くできているというのが出ています。

５５ページのほうに行っていただきまして、施行に当たりまして、国の側、それから審査機関側、あるいは自治体の側とか関係機関でいろいろ御協力をいただいたわけですけれども、どんな形で準備をされましたかということでお聞きをしております。分母が４６１のうち、例えば国交省が主催した説明会・講習会参加にしたというのがＡですけれども、それが２４３であったということで、ある程度分かっているので参加していないというケースもあるでしょうし、話を聞いてみようと。いろんな方がおられると思いますけれども、事前に

こういうやり方がありますよねと提示したものについては、このぐらい準備をしたという回答があります。その準備に対して、その準備をした、あるいは準備をしていない、例えば講習を受けたとか受けていないとかいう中で、自分が審査にかかってどのぐらい審査日数を要したか、これは先ほどのＡプラスＢといったところではなくて、Ｂの部分だけです。やり取りがどのぐらい時間がかかったかというところを御説明していまして、濃い青の部分とグレーの部分でこういう傾向、３日ぐらい全体的には差が出ているのかなというふうに思っております。

それから次のページに行っていただきまして、今度は審査機関側の回答でございまして、受け付けする、何らか書類が出された後、確認済証を出すまでのＡプラスＢの期間につきまして、昨年度四半期ごとに、どの時期に一番それが時間がかかっていましたかということでございまして、年度当初は年度末の駆け込みがあったということもあったと思うんですが、その時期がやはり一番時間がかかりましたと。一方で後ろのほうの、年度が後半になったほうが時間がかかっていますという機関もございまして、我々のところにも審査期間が長いですというようなことでいろいろな問合せがあったりもするんですけど、その機関ごとに――機関というのは審査機関ですけれども――やっぱり状況がそれぞれ違っていたんだなということが分かっております。

それから、その右側につきましては、ＡプラスＢの期間が一番長かった時期について、どのぐらいの日数がかかったかというのを棒グラフに取っていまして、それが、例えばピークがたっている３０日４０日のところぐらいかなというところがあります。それが３月末時点はどうでしたかというふうに同じようなことで聞きますと、棒グラフが全体的に左に寄っているということなので、一番最大のピークのときにかかっていた時間よりは相対的には短くなっているというのが一般的な傾向かと思います。ちょっとその数字、飛び値が下の棒グラフに出ているところが、ちょっと数字が整合取れない部分もあるので、個別にこれを確認した上で、最終的には状況をまたどこかの機会で報告したいと思っております。

それから５７ページに行っていただきまして、今度、１か月ぐらいが目安という感じでいきますと、３０日を超えている、３０日以下というのでいきますと、大体審査機関数でいうと半々ぐらいの状況になってございまして、それらがどういうことが原因となってそういうふうになっていますかとお聞きをして、非常に影響しているという一番濃い赤のところを多い順に並べているということでございまして、やはり不備の多い申請への指摘に時間を要したでありますとか、申請者が指摘の修正に時間を要したでありますとか、それから構

造につきましては、思っていた以上に構造計算ルートを選択されることが多く、審査人員が予想よりもかかったということでありますとか、この辺が大きな理由という形で御回答いただいておりまして、単純集計ですけど、こういう結果が出てございます。

それから５８ページに行っていただきまして、どんな取組をしましたかというので、施行前と施行後で比較をしますと、傾向は似ているんですけれども、例えば都道府県のサポートセンターへの案内というのは、施行前にはなかなかしなかったんですけれども、施行後にはしたとか、順位が上がっていたりします。一方で、なかなか効果を感じなかったというような評価もありまして、この辺については今後もいろんな対応をしていくときに、こういったことを参考にしながら進めたいと思っております。

これが建築確認のほうでございまして、省エネの適判につきましては、ページをまたおめくりいただきまして、６０ページのところにあります。省エネの適判は、先ほどの建築確認に比べますと、件数が２件という非常に少数なところがウエートが多かったので、またちょっと分母が偏っているのかもしれませんけれども、傾向的にいきますと、やはり経験あるいは年間の申請件数が多いほど審査に対応する時間も少なくて済んでいるというような傾向が見てとれます。

それから、６１ページのところも同じようにございまして、４６１の御回答の中で、国、あるいは関係団体の皆さん方に御協力いただいて準備をしてきたものについてどのぐらい取り組んだかというデータが出ています。その結果として、準備をしたかしないかでいきますと、準備をしたというほうが、３日から、物によっては１週間ぐらい差がついているものもございますけれども、準備をすればそれなりに差があったということを、申請者のほうからのデータを見ても単純集計上は出ているという形になっています。

それから次、めくっていただきまして６２ページでございますが、省エネにつきましては改正法施行直後も審査に要する期間がそれなりにかかっているんですが、実は年度の後半になってずっと増えたりもしています。この要因とかはもう少し聞いてみなければいけないんですけれども、例えば支援策の関係なのかもしれないし、あるいは人員的に、いろいろ機関が施行後に人員配置を変えたりしたとか、そういうことも影響しているのかもしれないので、もうちょっといろいろ聞けるところを聞いていきたいと思います。右側の棒グラフは先ほどの建築確認と同様でして、ピーク時でいきますと、やはり総体的に審査の時間がかかっているんですけれども、３月末の時点になってくると、見ていただけますとおり、左側に寄っているような、やはりある程度は申請する側も審査する側も習熟してきているので

はないかというふうに捉えております。

それから、６３ページのところ、先ほどの建築確認と同じように、省エネにつきましても３０日を超える超えないというところで見ると半々ぐらいという状況になってございまして、やはり書類の指摘に対してどう回答するのかというところがポイントだと思います。この辺はやはり習熟度合いということがそれなりに影響しているのかなと思っています。

それから、最後でございますけれども６４ページ、省エネに関して審査機関が施行前に行っていた準備、施行後に行った対応ということで、例えば施行前でありますと、仕様基準の情報提供をするというようなことが上にあるんですけれども、施行後のほうはやっぱり審査体制の強化ということでございまして、特に省エネ基準については、戸建て住宅への義務化ということもあって、対象数が広がったということもございまして、準備はそれなりにしてきたわけでございますけれども、やはりそれなりにいろいろ審査に要する時間がかかっているというのも事実でございまして、これが改善できるところについてはこれからもいろいろ関係機関と話をしながら取り組んでいきたいと思っております。

平成３０年だったと思うんですけど、建築士法が改正されたときに施行規則を改正して、実は構造の図書についても建築士事務所のほうで保存してもらうというような改正をしてございました。審査はしていないんだけれども当初は作るというルールを導入していたわけですけれども、結果的に不備事項があるということでございまして、この審査体制のところ、先ほど中長期ビジョンの議論の中でも、局長から申し上げた、１００点と５０点の間のどこに点数を置いて、その足りない部分をカバーするかというところで、今は申請者側が審査機関に出して、それをチェックしてもらうというところですけれども、そこをどういうふうに今後動かしていくのが仕組みとしていいのかということも、こういったデータも見ながら考えていければなというふうに思っております。

私のほうからの報告は以上となります。

【分科会長】　どうも御説明ありがとうございました。

本日の審議はこれで全部でございます。終了でございます。委員の皆様におかれましては、大変貴重な御意見をたくさんいただきました。ありがとうございます。

進行を事務局のほうにお戻ししたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】　分科会長、ありがとうございました。委員の皆様も貴重な御意見いただきまして、長時間にわたる御審議、本当にありがとうございました。

次回の会議は、冒頭御説明しましたとおり、１０月ぐらいに、また日程調整をいたしまし

て、建築分科会と建築基準制度部会の合同会議という形で年度後半させていただきたいと思います。日程調整に御協力いただければと思います。

最後になりますけれども、住宅局長より一言御挨拶を申し上げます。

【住宅局長】　住宅局長でございます。分科会長、分科会長代理をはじめ、委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございました。また、熱心な御討議をいただき、御礼を申し上げたいというふうに思います。

本日御報告させていただきましたけれども、建築物省エネ法の改正案につきましては、この分科会で１月に取りまとめていただいた報告を踏まえて、法案の検討を進め、このたび国会に提出することができました。改めて御礼を申し上げたいというふうに思います。この後、審議を経て、成立いたしますれば、建築物のライフサイクルカーボン評価と、それから省エネ化、こういったことの加速化に向けて進めていきたいと思っております。まずは法案の成立を目指して取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、専ら住宅宅地分科会のほうで御議論いただいておりました住生活基本計画については、３月の末に閣議決定をいたしました。本格的なストック社会に向けての方向性を示すということで、大いに意義があったと思うんですけれども、一方で、具体的な方策や施策といった議論はこれからというふうに考えております。担い手の確保についても同様でございます。

従来の住生活基本計画の議論では、住宅局として資料をお出しして、住宅局がやりたいことはこういうことなんですけどいかがですかというふうにやって、追認をいただくというような形が多かったかと思いますけれども、今回は委員の発意で御議論をいただき、住宅行政としてやるべきこと、やるべきものにたどり着くといった進め方をしていただいたつもりであります。そういったこともあって、実は最後の審議会でも様々御意見をいただき、既にもう次の計画改定に向けて、あれもやらなきゃいけない、これもやらなきゃいけないという積み残しの課題があるという状況でございます。

これは実は建築分野の中長期ビジョン、これから御議論いただくことにおいても同じだと思います。完全にゴールに到達するわけではなくて、積み残しの課題がありながら、ずっと議論をしていくというようなこともあろうかというふうに思います。一方で、住生活基本計画が改定されますと、いろんな課題なり期待は中長期ビジョンのほうに移るわけで、中長期ビジョンへの期待が日に日に高まる中で、建築の産業界、学会、行政それぞれがまた融合して、僭越ながら分科会長のお言葉を借りますと、大きなうねりとなって議論が進んでいく

こと、これを大いに期待いたします。この中長期ビジョンにつきましては、本日御紹介させていただきましたとおり、今後、検討会にワーキンググループを設置し、個別テーマごとに掘り下げた議論をいただき、その後１０月頃から再び分科会、部会において御議論いただき、来年春頃を目途に取りまとめをいただくということを考えているところでございます。

これからまだ１年という長丁場で御議論いただくわけでありますけれども、こうした議論を見据えて、また、新しい住生活基本計画、これはもう改定されているわけですので、これを踏まえまして、私ども住宅局としては、建築を増やす時代から使いこなす時代への転換、大転換の本格化を見据えてストック活用を進めていくという観点から、例えば住宅の維持管理をしっかり評価する仕組みであるとか、一定の性能のある既存不適格建築物を使いやすくするような仕組みについて、これは法律を改正しないとできない仕組みですので、法制度の検討といったことも並行して進めていきたいというふうに考えております。

その他の様々な論点含めまして、引き続き、幅広く皆様方の御協力、お知恵を結集して取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、引き続きどうぞお願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局】　局長の挨拶をもって終わりたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

―― 了 ――